青

〇右

(会計管理課) ::

同

: ≕

(河川砂防課) … 三

同.....

(道

課) :: 二 課) :: 二

同 路

: =

林

政 同

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

(建築住宅課) … 六

同

:

同

:

示

○森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る

公

告

事項.....

林

政 課

:

○森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆

第四千五百七十九号

平成三十一年 (水曜日)

つ小川店調剤薬局ツルハドラッグむ 大畑歯科クリニック 名

政健 策福

課祉

:

告

示

目

次

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 ○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………

# 青森県告示第百六十八号

より告示する。 定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

1110 • 111 • 1111		上北郡おいらせ町上明堂九	上北郡お	クローバー薬局おいらせ店
三0・二二・三六		原市松島町一丁目七九	五所川原	瀬川内科クリニック
三平 · 成 · 一		前市大字神田三丁目二の一	弘前市大	ニックのだ眼科・血管内科クリ
年廃 月 日止	地	在	所	名称

# 青森県告示第百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

# 青森県告示第百六十七号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三

称	
所	
在	
地	
年指 月 日定	

むつ市小川町一丁目一〇四の むつ市大畑町中島八〇の七

村

申 吾

の規定により告示する。
の規定により告示する。
当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

え置いて縦覧に供する。)

大畑歯科クリニック	名
	称
むつ市大畑	所
町中島八〇の七	在
	地
三平 · 成 三· 一	年指 月 日定

青森県告示第百七十号

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

解除予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

保安林を解除しようとする理由公衆の保健

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備道路用地とするため - 保安林を解除しようとする理由

青森県告示第百七十一号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十九日まで青森県県土整備

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1	成31平	3月20日		<b></b>
	 2		番図	
	<u> </u>		号面 種道	
				路
j	<del>-</del>	ji _		類の路
三 <i>)</i> 与		= - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	線	
		,	名	
上北郡六ケ所村大字出戸字前田八一の九まで	上北郡六ケ所村大字出戸字前田八一の二六から	下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二〇の一まで	変更の区間	
——— 後	前	後	前	前変別の
一六・〇〇メートルまで	三五・〇〇メートルまで	七三・〇〇メートルまで	二四・一一メートルまで	敷地の幅員
一五四・九〇メートル	一五四・九〇メートル	三二四・七五メートル	三二四・七五メートル	敷地の延長
				備考

Ş	3
Ì	į
j	直
内線	青森環状野
青森市大字横内字亀井九一の一まで	青森市大字横内字亀井九一の六から

青森県告示第百七十二号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 同項の規定により公示する。 次のとおり

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十九日まで青森県県土整備

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

国道二七九号	路線名
まで ・北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二〇の一下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二三の一下北郡風間浦村大字易国間字上ノ畑二三の一	供用開始の区間
平成三・三・三〇	の 期 日始

# 青森県告示第百七十三号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

後

六・五○メートルまで三・七五メートルから

二三・七〇メート

前

七・一八メートルまで四・六四メートルから

二三・七〇メートル

号を結んだ線は二級河川枇杷野川官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線 柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五 次に揚げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標 小中野二号急傾斜地崩壊危険区域

標柱を設置した土地の表示

とする。

五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	上北郡野辺地町	市町村名
					大字名
"	"	"	"	上小中野	字名
国調筆界未定	"	八〇の一九一	八〇の一八九	国調筆界未定	地番

青森県告示第百七十四号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第 同条第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

赤平六号急傾斜地崩壊危険区域

次に揚げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び

結ぶ線は直線とする。 標柱十二号を結んだ線は村道白糠赤平浜通二号官民地境界線とし、その他の各標柱を 標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱十一号と

標柱を設置した土地の表示

									_				I met
十三	+ = -	+ -	+	九	八	七	六	五.	四	Ξ	<u></u>	_	標柱番号
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	下北郡東通村	市町村
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	白糠	名 大
												棣	字名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	赤平	字
													名
"	二四二の一	三四一の一	三四三	二九九	"	二九〇の二	"	二七二の二	"	五二	二三九の三	1111111011	地
													番

青森県告示第百七十五号

る。 青森県証紙条例 次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、 (昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示す

平成三十一年三月二十日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

売りさばき人の住所及び名称

つがる市柏桑野木田幾世七の四

つがるにしきた農業協同組合

二 変更内容

1 変更前

つがる市稲垣町豊川宮川一の一九

2 変更後

つがる市柏桑野木田幾世七の四

# 森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による命令に係る事項

る同法第三条第五項の規定により、当該命令に係る事項を公表する。 同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第四項において準用す 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申

吾

### 区域及び期間 区域

(「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、 西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図のとおりとする。 西北地域県民局地

域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 

平成三十一年四月十九日から平成三十二年三月二十日まで

森林病害虫等の種類

三 行うべき措置の内容

薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及び剝皮並びに松くい虫及びその付着している 枝条及び樹皮の焼却をしなければならない。 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び

## 四 命令をしようとする理由

の○に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、松くい虫を駆

五 その他必要な事項 除し、又はそのまん延を防止するために必要があるため

- らない。 () 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければな
- 西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。二年に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、

ただし、三により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。

- ですする。 ○ 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する。 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当
- 該措置の全部又は一部を行うことができる。
  措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当四 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の口に掲げる期間内に当該

# 森林病害虫等防除法第五条第三項の規定による補完伐倒駆除の命令に係る事項

より、当該命令に係る事項を公表する。補完伐倒駆除を命ずるので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定に森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第三項の規定により、

平成三十一年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

## 区域及び期間

### (→)区域

区域の範囲内の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域とする。西津軽郡深浦町の区域内にある松林の区域のうち、次の図の知事命令対象予定

域農林水産部及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は省略し、その図面を青森県農林水産部林政課、西北地域県民局地

### 二期間

平成三十一年四月十九日から平成三十二年三月二十日まで

## 森林病害虫等の種類

 $\equiv$ 

伝くい虫

# 三 行うべき措置の内容

ればならない。 る松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなける松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除をしなけぬくい虫が付着しているおそれがある樹木(枯死しているものに限る。)の存す

# 命令をしようとする理由

四

を達することができないと認められるため。号に掲げる命令のみによっては松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止する目的況からみて、森林病害虫等防除法第五条第一項の規定による同法第三条第一項第一一の⊖に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、その被害の状

## 五 その他必要な事項

- らない。○ 三に掲げる措置を行うに当たっては、森林害虫防除員の指示に従わなければな
- ただし、巨により損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。西北地域県民局長を経由して、青森県知事にその旨を届け出なければならない。三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、
- 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を当該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する該措置を行った後速やかに、西北地域県民局長を経由して青森県知事に提出する。
- 該措置の全部又は一部を行うことができる。 措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当四 青森県知事は、三に掲げる措置を行うべき者が、一の口に掲げる期間内に当該
- 受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が伍。青森県知事は、四の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる

2

額をその者から徴収することができる。

## 一級建築士の処分

一級建築士の処分をしたので、同条第五項の規定により公告する。 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) 第十条第一 項の規定により、 次のとおり

平成三十一年三月二十日

処分をした年月日

青森県知事 三 村 申

平成三十一年三月十二日

処分を受けた建築士

1

苫米地仁

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

一級建築士

3 登録番号

青森県知事登録第四五三八号

三 処分の内容

業務の停止十四日間(平成三十一年四月二日から同月十五日まで)

四 処分の原因となった事実

期優良住宅建築等計画の認定の申請手続の代理者として、当該認定の申請の添付図 能評価書を改ざんして当該認定の申請を行った。 十一日制定)第三条第四号に規定する適合証及び同条第五号に規定する設計住宅性 書である「青森県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱」 の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項の規定による長 前記二級建築士は、上北郡おいらせ町内の住宅一件について、長期優良住宅の普 (平成二十一年五月二

# 建築士事務所の監督処分

おり建築士事務所の監督処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条第二項の規定により、 次のと

五項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

監督処分をした年月日 平成三十一年三月十二日

監督処分を受けた建築士事務所

名称

吾

TOMA設計事務所

所在地

2

十和田市大字相坂字相坂二五九の一三

3 開設者の氏名

4

苫米地仁 一級建築士事務所、 一級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

5 登録番号

二級建築士事務所

三 監督処分の内容

青森県知事登録第二二九八号

四 監督処分の原因となった事実

建築士事務所の閉鎖十四日間

(平成三十一年四月二日から同月十五日まで)

築士法第十条第一項の規定による処分を受けた。 建築士事務所を管理する建築士が、平成三十一年三月十二日に青森県知事から建

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番

毎週月・水・金曜日発行

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

県号

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭